

『改正基準法・省エネ法』講習会に係る質疑応答集

問	答
1	<p>四分割法 → 偏心率を使ってもよいか？</p> <p>よろしいです。</p>
2	<p>改正基準法に関する手続き・実務についての講義について、完全版の資料をいただきたく思いますがいかがでしょうか？</p> <p>写真撮影のポイントを除き、(一財)岩手県建築住宅センターのホームページから、同等程度の資料が入手可能です。 なお、写真撮影のポイントを含んだ資料は、3/17 (月) センター説明会にて提供予定です。</p> <p>◆センターホームページ ホーム >お知らせ(審査・検査) >【第二弾】2025法改正説明会の見逃し配信のお知らせ (掲載日) 2025年2月6日 ※2/3 (月) に、住宅センターで開催した説明会の説明動画と資料を公開しています。</p> <p>Googleフォームに、メールアドレス・会社名・氏名をご登録頂くと、ダウンロードが可能です。 https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScC6zsB9t0kzshPkupTPEhlo7mnei6lXXpe4l9IgoUN3Ef-w/viewform</p>
3	<p>・ マニュアルの正誤表についての説明がなかった。</p> <p>・ 「基礎の補強筋にはフックが必要」は義務か？</p> <p>・ ご説明がなく申し訳ございませんでした。配布したテキストの第2版の一部に誤りがあったため正誤表が同封されています。 なお、現在国のホームページで公表している最新版は第3版となっておりますので、適宜ご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/common/001845811.pdf</p> <p>・ 平成12年建設省告示第1347号の規定により、主筋と補強筋は緊結する必要があり、緊結の方法としては、フック付きの鉄筋、特殊スポット溶接された住宅用ユニット鉄筋、あるいは評定取得の製品等が考えられます。緊結とみなせない場合、検討書が必要となる場合があります。 なお、現場溶接や結束線は緊結されているとみなせません。</p>
4	<p>基準法の改正について、p.1、⑩のケースで、計画変更の内容が、現4号から新2号へのみだった場合は、手数料算定方法はどうか？ それとも計画変更項目がない=軽微な変更であるとの考えにより、完了検査申請書に、不足している図書を全て添付すれば良いのか？</p> <p>改正法の施行により、建築基準法第6条第1項の建築物の区分が変わる(現4号→新2号など)ことのみをもって「建築物の計画の変更」とはなりません。また、「軽微な変更」にも該当しません。 ⑩のケースで計画変更がない場合は、完了検査申請時に、建築主事又は指定確認検査機関に対して、構造関係規定等に係る図書や省エネ適判通知書等、改正後の法律に適合していることを確認できる図書を提出する必要があります。 また、手数料の取扱いについては、それぞれ、特定行政庁又は指定確認検査機関にお尋ねください。</p>

	問	答
5	<p>① 審査省略制度の見直しについて、構造上一体の増築を行い、建築物全体で面積が200㎡を超えとなった場合は、建物全体で構造関係規定等も全て審査対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>② 「①」の質問に関して、設計者側でエキスパンションジョイント等を用いるなど告示に示された構造上別棟の検討を行うことができれば、審査機関側の構造等の審査は増築部分に限られるのでしょうか。</p>	<p>① 構造耐力関係の既存の建築物に対する制限の緩和は建築基準法施行令第137条の2に規定されており、増築部分の面積によって異なります。</p> <p>② 構造耐力関係の既存の建築物に対する制限の緩和は建築基準法施行令第137条の2に規定されており、増築部分の面積によって異なります。 なお、増築部分の面積によっては、エキスパンションジョイント等を用いる場合であっても、既存部分に対する構造等の審査が一定程度生じますので、ご留意願います。</p>
6	<p>工事監理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋：ミルシート、コンクリート：圧縮試験結果、木材：含水率チェック等も必須でしょうか。 設計料及び工事監理料の算定方法について御指導下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 完了検査時に以下の書類が必要となりますので、工事監理の際に確認してください。 【鉄筋】：ミルシート等、JIS規格に適合していることが分かる書類 【コンクリート】：JISの認証を受けている工場についてはコンクリート配合計画書。それ以外の工場では、配合計画書の他、4週圧縮強度試験結果 【木材】：集成材やLVL、CLTなどを使用する場合や構造計算により安全性を確認する場合は、含水率を含むJAS規格に適合していることが分かる書類 国土交通省において「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（令和6年1月9日付け国土交通省告示第8号）が示されておりますので、ご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000082.html <p>なお、設計・工事監理の業務に対する報酬の額は、あくまで個別の契約において、当事者間の合意に基づいて定められるべきですが、消費者保護や設計等の業務の質の確保の観点から、建築士法第22条の3の4の規定により、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならないこととされています。</p>

	問	答
7	<p>新2号となる2階建住宅において耐震改修を行う場合、確認申請はどの様に取り扱われるのでしょうか。</p>	<p>耐震改修の内容によって、確認申請の取扱いが異なります。</p> <p>主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕・模様替は、大規模の修繕・模様替に該当するため、確認申請が必要となります。</p> <p>国土交通省のホームページにおいて、大規模修繕・模様替についての事例集等が公開されていますので、ご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html#cont4</p> <p>判断に悩む場合は建築主事又は確認検査機関にお問い合わせください。</p>
8	<p>① 確認申請時において、平屋かつ200㎡以下の建築物の場合、省エネ適判の書類は省略（提出しなくていい）して良いということでしょうか？ 不要の場合、申請第二面の提出不要のカッコ書きはどのように書くのでしょうか？</p> <p>② 確認申請の設計図書ですが、2階建て木造の場合、柱脚金物算定図や電気設備図、給排水図も必ず提出しなければならないのですか？</p> <p>③ 完了検査時、木造2階建ての場合、具体的にどのような書類を提出したらよいのか？</p>	<p>① よろしいです。 「提出不要」の後のかっこ欄には、理由を記入しますが、改正後の法第6条の4第1項第3号に係る建築物の申請の場合は、かっこ欄の記載は不要です。（申請書様式後半の（注意）3.⑩参照） また、新3号物件の場合、省エネ適判申請は、任意で申請することができますが、確認申請では、省エネ適判通知書及び図書の写しの添付は不要です。</p> <p>② そのとおりです。</p> <p>③ 【岩手県】 No.6に示した書類の他、施工者の品質管理記録や自主検査記録、隠ぺい部分の工事写真、建材会社等の納品書、工事監理者の施工結果報告書等が考えられます。（「確認申請・審査マニュアル」p.155-158参照） また、省エネ性能の確認のため、設備機器の納入仕様書や性能根拠書類（例：JIS製品認証書、自己適合宣言書）も必要です。（「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」p.8参照）</p> <p>【(一財)岩手県建築住宅センター】 申請時の提出書類・現場での提示書類を一覧にまとめ整理し、3月中にご案内予定です。 なお、ご質問の件を含んだ内容の説明会を、3/17（月）にセンターで行います。</p>
9	<p>検査済証の交付を受けるまでの使用制限について、住みながらリフォーム工事の場合も使用制限を受けるのでしょうか。</p>	<p>法第7条の6第1項の規定により、使用制限を受けるのは「避難施設等に関する工事」となります。したがって、例えば廊下の床や壁、階段について大規模の修繕・模様替をする場合は、その部分について使用制限を受けることとなります。</p>

	問	答
10	<p>改築工事の際、ホームエレベーターを新たに設置する場合、確認申請手続きが必要となりますか。</p>	<p>法第6条第1項の規定による建築確認に係る建築物の計画にホームエレベーターが含まれる場合、エレベーターに関する図書及び書類の添付が必要となります。(国Q&A p.40 No.42)</p>
11	<p>改正建基法(木造規定)に関する技術解説で、テキストP78の(1)の枠内に記されている『木造軸組構法』と有りますが、その外、枠組構法とかツーバイフォー構法等は、仕様規定のみでは出来ないと言う事でしょうか？</p>	<p>構造計算が不要な規模(階数2以下、延べ面積300㎡以下、高さ16m以下)の建築物であれば、枠組壁工法等においても仕様規定による設計が可能です。 確認申請・審査マニュアル(枠組壁工法版)が公表されていますので、詳しくはそちらをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/common/001855615.pdf</p>
12	<p>確認申請の設計図書の仕様表として、仕様基準ガイドブックのチェックリストを活用することは可能ですか。</p>	<p>【岩手県】 木造戸建住宅に限り、活用可能です。</p> <p>【(一財)岩手県建築住宅センター】 住宅センターに確認申請をする場合、以下のとおり整理し、3月中にご案内予定です。</p> <p>〔戸建住宅の場合〕 以下、いずれかの添付で可としますが、(1)の添付を必須とするかは検討中です。</p> <p>(1)国の「木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック(省エネ基準編・誘導基準編の両方)P6～7」に、不足分を追加し、仕様表として利用できるように、センター書式として準備します。 ※3月中公表 (2)「仕様基準に基づく仕様表作成ツール」 ※12月末、国で公表したエクセルの活用 (3)設計者が独自に準備作成した仕様表</p> <p>〔長屋・共同住宅の場合〕 (1)設計者が独自に準備作成した仕様表 ※上記の、戸建住宅(1)、(2)はご利用できません。</p>